

証券取引法会計の本来的機能について(Ⅱ)

—— 投資家保護機能を中心として ——

西村 勝志

目 次

- I. 序論 (前号)
- II. 法律上の「有価証券」概念
 - (1) 証券取引法上の「有価証券」概念
 - (2) 民法・商法等との比較
- III. 証券取引法上の「投資者」概念と「投資者の保護」目的
 - (1) 「投資者」概念
 - (2) 「投資者の保護」目的
- IV. 証券取引法会計における投資家保護機能 (本号)
 - (1) 証券取引法会計の概要
 - (2) 投資家保護機能の中核 (投資意思決定情報提供機能)
- V. 結論

IV. 証券取引法会計における投資家保護機能

(1) 証券取引法会計の概要

情報開示規制の観点から証券取引法会計を概観するに先立って、証券取引法そのものの範囲、及びその範囲によって会計規制の内容や在り方が異なるものかどうかを、いま一度確認しておく必要がある。

証券取引法は、その範囲を大別して狭義と広義に分けることができる。この場合の狭義の証券取引法とは、1948(昭和23)年4月13日に施行された証券

取引法（法律 25 号）のみを指している。また、広義の証券取引法とは、狭義の証券取引法のみに限定されないで、政令・省令・その他の特別法令など³⁰⁾も含まれる。しかし、政令・省令・その他の特別法令などに会計規制がみられず、いずれの場合でも会計に対する規制の内容には違いがないので、結局のところ、現時点では証券取引法それ自体の範囲を区別する意味はないことになる。私見ながら、「投資者」の範囲を幅広く取り扱う広義の証券取引法を前提としたほうが、会計規制の今後の在り方を検討しやすくなり、証券取引法会計の研究に一段の飛躍が望めるようにおもわれる。証券取引法による会計規制が情報開示を根幹とすることから、次に、情報開示の観点から証券取引法会計を概観する。

証券取引法による情報開示の規制には、有価証券の発行市場と流通市場の規制とがあり、発行市場における開示は有価証券届出書とその添付書類、目論見書及び有価証券通知書で行われ、流通市場における開示は有価証券報告書とその添付書類、半期報告書及び臨時報告書で行われている。有価証券届出書・報告書の記載事項の中には、財務諸表や監査報告書、さらには連結財務諸表が含まれ、半期報告書には中間財務諸表が含まれている。これらの財務諸表の作成が証券取引法第 193 条に規定されている。すなわち、同条では、証券取引委員会に提出される財務計算に関する書類³¹⁾（財務諸表を含む）は、同委員会

30) 政令には、「証券取引法施行令」があり、その他に証券取引法第 194 条の政令として「上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する規則」や、付属政令として「証券取引審議会令」がある省令には、「証券取引法第 2 条に規定する定義に関する省令」・「企業内容等の開示に関する省令」など数多くある。その他の特別法令には、外国証券業者関係で「外国証券業者に関する法律」・「外国証券業者に関する法律施行令」・「外国証券業者に関する省令」・「外国証券会社営業保証金規則」があり、証券投資信託関係で「証券投資信託法」・「証券投資信託法施行規則」・「証券投資信託会社の行為準則に関する省令」などである。また、投資顧問業関係で「有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律」・「有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律施行令」・「有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律施行規則」・「投資顧問業者営業保証金規則」があり、株券等の保管振替に関して「株券等の保管及び振替に関する法律」・「株券等の保管及び振替に関する法律施行規則」がある。

31) 財務計算に関する書類には、①有価証券届出書に含まれる財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表、②有価証券報告書に含まれる財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表、③半期報告書に含まれる中間財務諸表、④訂正届出書に含まれる上記の諸表がある。（監査証明省令第 1 条）

が公正妥当と認められるところに従って証券取引委員会規則の定める用語、様式及び作成方法により作成すべきものであることが規定され、同条の2では、その財務書類は公認会計士の監査証明を受けなければならない、としている。この規定を受けて、証券取引委員会規則第18号として「財務諸表規則」が公布され、さらに、「同取扱要領」や「連結財務諸表規則」・「同取扱要領」及び「中間財務諸表規則」・「同取扱要領」もそれぞれの作成方法の細目を定めてきた。また、財務諸表の監査についても、「監査証明規則」・「監査証明省令」及び「監査証明取扱通達」などがある。このように、証券取引法による会計規制は情報開示という会計行為に対する規制を中心としているので、報告(開示)行為の中心が財務諸表の表示形式を指していることから財務諸表の表示形式の面からと、財務諸表の表示に関する公正妥当性が監査という会計行為に基づいて判断されることから財務諸表の監査の面からの両方から、証券取引法会計を概観するとともに、財務諸表作成の実質である会計処理基準を担う企業会計原則との関係をも明らかにしておく必要がある。

① 財務諸表の表示形式

証券取引委員会は、1950(昭和25)年3月に証券取引法の改正を受けて、同年9月28日に証券取引法第193条に基づく委任命令として証券取引委員会規則第18号を公布し、翌(昭和26)年1月1日から施行することを定めた。これが「財務諸表規則」であって、アメリカにおける1947(昭和22)年の「財務諸表準則S-X」を模範として作成されたものであった。この「財務諸表規則」は、翌(昭和27)年8月に証券取引委員会が廃止されて大蔵省の所管に移された後も、大蔵省令としての効力を有していたが、1963(昭和38)年11月に大蔵省令59号として全文改正されるに至った。さらに、「財務諸表規則」が1951年1月に施行された後、証券取引委員会は、同年3月14日に「同取扱要領」(証総76号)を公表したのである。この「同取扱要領」は、翌(昭和27)年8月に大蔵省に所管された後も、同省の見解として引き継がれてきたが、1963年12月にその全文改正(蔵理9585号)が

行われた。「財務諸表規則」が原則的な事項を定めているにすぎないので、「財務諸表規則」の具体的な運用にあたっては、その解釈上の問題となりうる点について統一化を図る必要から、証券取引委員会としての公式の意見として、この「同取扱要領」が発表されたのである³²⁾。

「財務諸表規則」並びに「同取扱要領」は、その後も他の関連諸法令との調整から、幾度かの改正が行われた。1974（昭和49）年における改正では、同年の商法改正及び「企業会計原則」の修正に伴うものであり、当期業績主義損益計算書を廃止し、包括主義損益計算書を採用した。また、1982（昭和57）年における「財務諸表規則」並びに「同取扱要領」の改正は、前年6月の商法及び商法特例法の改正並びにその翌（昭和57）年4月の企業会計原則の一部修正、商法計算書類規則の改正に伴って行われたもので、主な改正の内容は、引当金に関する規定の整備、重要な会計方針と重要な後発事象の記載の充実、関係会社の範囲に関する取扱いの明確化などであった。また、この改正の目的は、財務情報の有用性をさらに高めることにあった。さらに、1994（平成6）年における「財務諸表規則」並びに「同取扱要領」の改正は、重要な会計方針の記載事項として、リース取引の処理方法を追加し、リース取引の注記内容を具体的に規定したものであった。

こうした「財務諸表規則」は、具体的な会計処理の基準を示すものではなく、会計報告の基準を示すべきものと考えられ、「一般に公正妥当であると認められるところの企業会計の基準」に従ったとき、その会計処理の結果を財務諸表の形でどのように報告すべきかを明らかにしたものである。これについては、「財務諸表規則」第5条に一般に公正妥当であると認められるところを要約した「企業会計原則」でいう真实性の原則・明瞭性の原則・継続性の原則の諸原則が尊重されるべきことを規定している点、及び「同取扱要領」の第1に「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1章か

32) 渡邊 實・浅地芳年共著『財務諸表規則 監査証明省令 解説』森山書店、1958年3月、6～7頁。

ら第6章までの規定の適用及び規則第1条第1項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準については、第2を除き、この取扱要領第1章から第5章及び第7章までの定めるところによるものとし、この取扱要領において定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣習に従うものとする。」とされ、会計処理の実質面は、「企業会計の慣習」を母体とした「企業会計原則」が公正妥当な制度上の基準として扱われる³³⁾点で、「財務諸表規則」と「企業会計原則」との関係が窺い知れる。

また、上記の個別財務諸表に関する規則等以外に、連結財務諸表や中間財務諸表に関するものがある。すなわち、連結財務諸表については、1964(昭和39)年頃から粉飾決算による相次ぐ企業倒産を契機として、連結財務諸表の制度化が問題とされ、1967(昭和42)年5月19日に「連結財務諸表に関する意見書」が企業会計審議会によって公表され、さらに証券市場の国際化に伴って1975(昭和50)年6月24日に「連結財務諸表の制度化に関する意見書」が同審議会によって公表された。これを受けて、1976(昭和51)年10月30日に証券取引法の規定に従って提出される連結財務諸表の作成方法を定めた「連結財務諸表規則」が、また翌(昭和52)年3月11日に当該規則の取扱規定である「同取扱要領」が公布された。また、中間財務諸表に関しても、証券取引法は「投資者」保護の立場から1971(昭和46)年に一年決算会社に対して半期報告書の提出を義務づけ、一年決算会社を半年決算会社と同様の企業内容の開示を図っており、この半期報告書で中間財務諸表が開示されている。このような証券取引法に基づく企業内容の開示制度を強化充実する目的で、企業会計審議会が1977(昭和52)年3月29日に「半期報告書で開示すべき中間財務諸表に関する意見書」を、その中で「中間財務諸表作成基準」並びに「中間財務諸表監査基準」も公表した。これを受けて、同年8月30日に「有価証券の募集又は売出しの届出等に関する省令」(「届

33) 鳥村剛雄責任編集『体系会計諸則集 最新版』白桃書房、1997年4月、73頁。

出省令)、「監査証明省令」が改正されるとともに、証券取引法の規定に従って提出される中間財務諸表の作成方法を定めた「中間財務諸表規則」が公布された。また、同年9月6日に「監査証明取扱通達」、「有価証券の募集又は売出しの届出等に関する取扱通達」（「届出取扱通達」）が改正されるとともに、「連結財務諸表規則」の取扱規定である「同取扱要領」も併せて公布された。

② 財務諸表の監査

財務諸表の監査については、1950年3月の証券取引法の改正に続いて、同年9月に大蔵省企業会計審議会より「監査基準」・「監査実施準則」が公表された。これらは、それぞれ、1947年のアメリカ会計士協会（American Institute of Accountants）「監査基準仮報告書」（Tentative Statement of Auditing Standards）及び「財務諸表の検査」（Examination of Auditing Procedures）・1939年の「監査手続の拡張」（Extensions of Auditing Procedures）を参考にして作成されたものであって³⁴⁾、確立した監査慣行の中から生じたものではなく、公認会計士による財務諸表監査が実施されるための指針を確立するために制定されたものである。また、「監査実施準則」は、正規の監査手続きを規定し、詳細に説明したものである。この「監査基準」等を基礎としながら、翌（1951）年3月8日に「監査証明規則」（証券取引委員会規則第4号）が公布され、同年7月1日に証券取引法監査が実施された。この実施による財務書類の監査証明は、「監査証明規則」の取扱通達である「監査制度準則」（会計監査基準懇談会決定）によって実施された。その後、1956（昭和31）年12月に「監査基準」及び「監査実施準則」は、条文の整備のために改正され、また、従来の「監査基準」の構成内容であった「監査報告基準」の一部が「監査報告準則」となった。さらに、1957（昭

34) 江村 稔著『財務諸表監査 理論と構造』国元書房、1963年10月、146頁参照。

日本公認会計士協会編『公認会計士制度25年史』日本公認会計士協会、1975年参照。

和32)年3月に「監査証明規則」の全部が改正され、「監査証明省令」(大蔵省令11号)として制定された。また、この省令について、1957年4月13日付で大蔵省理財局長の各地方財務局長に対する通達である「監査証明取扱通達」が発表された。「監査証明省令」並びにこの「監査証明取扱通達」が、わが国の実質的な財務諸表監査制度の法的基準となっている³⁵⁾。しかしながら、1962(昭和37)年以降に粉飾決算が頻発し、これを契機として監査制度の再編が進められ、1969(昭和44)年に証券取引法監査と商法監査の実質的一元化を図るために、商法の計算規定と「企業会計原則」との全面的調整が不可避の条件として要請され、「企業会計原則修正案」が発表された。すなわち、わが国の公認会計士監査は、証券取引法上の監査として発展しており、監査制度の円滑な実施を図るためには、商法上の監査と証券取引法上の監査との十分な調整を図り、両者が事実上一本化されることが望ましいとされたからである。

証券取引法監査においては、同法に基づいて提出される財務諸表は、上場企業等と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人によって監査証明を受けなければならないが、この場合、公認会計士等が上場企業との間に有する公認会計士法第24条もしくは第34条の11第1項に規定する関係及び公認会計士等が上場企業に対し株主もしくは出資者として有する関係又は上場企業の営業もしくは財産経理に関して有する関係で、大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めて大蔵省令で定めるものである(証券取引法第193条の2、第2項)。なお、証券取引法に基づく監査証明の範囲については、1977(昭和52)年に連結財務諸表が有価証券届出書の書類として要求され、また同年に一年決算会社に対して中間財務諸表が要求されるようになったことに伴い、連結財務諸表及び中間財務諸表の監査が制度化されるに至った。

35) 江村 稔著『同上書』国元書房、189頁。

商法においては、1974（昭和49）年に制定された商法特例法（「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」）が1983（昭和56）年に改正されて、資本金五億円以上又は負債の合計金額が二百億円以上の大会社の場合には、株主総会に提出する計算書類は、監査役の監査とは別に、公認会計士又は監査法人による会計監査人の監査を受けることが要求されている（商法特例法第2条）。これは、こうした会社の社会的影響が大きいことが考慮されたからである。また、資本金一億円以下の小会社の場合には、監査役は監査を会計監査のみに限定している（同特例法第22条）。当該会社に対しては、計算書類及びその附属明細書の提出期限などについて特則が設けられている。商法は、同年に監査役の役割をそれまでの会計監査のみならず業務監査にまで拡大したことで、取締役の職務の執行を監査し、取締役に対して営業の報告を求め、会社の業務及び財産の状況を調査できるようになった。監査役の監査業務からみれば、商法監査の特徴は、違法性や不当性の指摘に重点を置くものである。また、証券取引法監査における判断基準は、監査報告書における総合意見の文言にみられるように適正性にあり、それ故に、証券取引法監査は適正性監査として特徴づけられる。この適正性とは、財務諸表が一般に公正妥当と認められた会計基準に従って作成され、真実であることを表明したものである³⁶⁾。

③ 「企業会計原則」との関係

証券取引法に基づいて提出される財務諸表を監査する場合の拠り所となっているものには、「企業会計原則」・「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」・「連結財務諸表原則」・「中間財務諸表作成基準」・「外貨建取引等会計処理基準」・「企業会計上の個別問題に関する意見」・「原価計算基準」・「監査基準」などがあるが、その中で、特に個別財務諸

36) 若杉 明著『制度会計論』森山書店、1987年11月、233頁。

表の作成の根幹となっているものは「企業会計原則」であることから、次に証券取引法と「企業会計原則」との関係について取り上げる。その場合、それらの関係は「企業会計原則」の役割と密接に関わっているので、その歴史的経緯を辿りながら取り上げることにする。

わが国では、1934（昭和9）年に商工省臨時産業合理局の財務管理委員会が、当時の産業合理化の一貫として、財務諸表の標準化・統一化ないし改善化を図って、「財務諸表準則」を発表した。また、企画院財務諸表統一協議会が、1941（昭和16）年に「製造工業統一財務諸表準則草案」を発表してきた。これらは、財務諸表の科目設定・分類・評価基準の設定、統一のような、主として会計の技術的改善が直接の目的とされていたが、その後のわが国の産業界の発展に伴って社会制度の近代化が不十分であり、それを基盤とするわが国の企業会計制度も近代化されておらず、さらには不統一であることから、企業会計制度の改善並びに統一化が要請されるにいたり、ここに企業会計基準の確立が要求されることとなった。そこで、企業会計制度対策調査会（現企業会計審議会）が1948（昭和23）年6月に経済安定本部に設置され、翌（昭和24）年7月に、その中間報告として「企業会計原則」を発表した。この「企業会計原則」は、その設定経緯から商工業を営む企業を想定していることが理解されよう。

当時のわが国の経済状態は著しく悪化しており、経済再建上の当面の課題であった外資の導入、企業の合理化、課税の公正化、証券投資の民主化、産業金融の適正化などの合理的な解決が叫ばれ、そのために企業会計制度の発展が求められていたが、当時の企業会計制度も、欧米と比較して著しく遅れたものであって、企業の財政状態や経営成績を正確に反映することが困難な実情にあった。そこで、企業会計制度の改善・統一を早急に図る必要があったのである。したがって、企業会計の基準を確立・維持するために、「企業会計原則」を制定することで国民経済の民主的で健全な発達のための科学的基礎を与えようとしたのである。

この「企業会計原則」の性格を当時の経済安定本部企業会計制度対策調査

会は、「前文」において、次のように述べている。

- (1) 企業会計の実務の中で慣習として発達したものの中から、一般に公正妥当と認められたところを要約したものであって、必ずしも法令によって強制されないでも、すべての企業がその会計を処理するにあたって従わなければならない基準である。
- (2) 『企業会計原則』は、公認会計士が、公認会計士法および証券取引法にもとづき財務諸表の監査をなすばあいにおいて従わなければならない基準である。
- (3) 『企業会計原則』は、企業会計に関係ある諸法令が制定・改廃されるばあいにおいて尊重されなければならないものである。』

上記のことで理解されるように、「企業会計原則」は、会計慣習を形成母体とし、公正妥当³⁷⁾な具体的会計処理基準をその主な内容としている。その場合、公正妥当であるための判断の根拠が必要となるので、そのために会計公準を前提とした会計目的から演繹される理論規範としての会計原則が「企業会計原則」に含まれることになる。これが一般原則である。したがって、「企業会計原則」は、会計慣習から帰納された実践規範としての会計基準と、会計目的から演繹された理論規範としての会計原則とから構成されているとみることができる。また、「企業会計原則」は、企業会計関連諸法令が制定改廃される場合に指導的な役割を果たすべき立場にあるとされている。さらに、証券取引法上の財務諸表を監査する場合の拠り所となるものでもある。

商法では、総則第32条第2項で「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付イテハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」という包括規定を設けている。こ

37) 公正妥当性とは、抽象的・一般的には、社会的要請に対する人間行為の適合性を示す観念であり、公表会計の場においては、各種利害関係者の関心の的に対する適合性を意味するが、ここでは、公正妥当性が公的・社会的な性格の観念であることから企業を構成するすべての利害関係者に対して、利害調整的效果を認めうるような関心適合性でなければならないとされる。

葛村剛雄著『体系会計諸則精説』中央経済社、1987年12月、13頁参照。

の規定が商法と「企業会計原則」とを結びつけているが、「公正妥当な企業会計の基準」ではなく、「公正ナル会計慣行」という表現を用い、かつ、商法に規定していない部分については「公正ナル会計慣行」に依拠すべきという表現でもなく、商法の計算規定の解釈に当たって「公正ナル会計慣行」を斟酌すべきであることから、「公正ナル会計慣行」は、商工業を営む企業を想定した「企業会計原則」のみならず、場合によっては、「企業会計原則」以外の「公正ナル会計慣行」をも含意したものであって、かつ、商法は、「企業会計原則」を積極的に拠り所としているのではなく、考慮に入れる程度の扱いとしていると解される。この点に関して、「財務諸表規則」は、第1条において財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第1章（ただし、第1章の2は除く）から第6章までの定めによるものとした上で、この規則において定めのない事項については、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に従うものとし、また「同取扱要領」第1で、「公正妥当と認められる企業会計の基準」は、「同取扱要領」の定めのある事項についてはその第1章から第6章に定める基準によるものとし、定めのないものについては、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣習」に従うことを要請している。このことは、すでに述べたように、会計処理である実質面で、「企業会計の慣習」を母体としている「企業会計原則」が公正妥当な制度上の基準として扱われていることを意味しており、「企業会計原則」の「前文」と整合性を図っていることが理解される。ただし、証券取引法の適用対象企業も商工業における上場企業等に限定されないので、「公正妥当と認められる企業会計の基準」という表現になったものと考えられよう。

④ 小 活

以上のように、証券取引法会計の投資家保護機能を支えるものとして、財務諸表作成の観点から「財務諸表規則」並びに「同取扱要領」等があり、それらは情報開示に関する規則等であることから報告機能と結びついている。また、財務諸表監査の観点から「監査証明省令」と「監査証明取扱通達」が

あり、それらは監査機能と結びついていることはいうまでもない。報告機能には、利害関係者間の利害調整機能、モチベーション機能及び経営者に対する業績評価（経営能力評価）機能があり、監査機能には、指導的監査機能と批判的監査機能がある。もちろん、証券取引法会計が会計である以上、投資家からの資源の提供を受け、その管理・運用に関する報告をなすものであるから、財の委託・受託の関係に基づく受託責任会計としての意味をもつので、上記以外の報告機能として受託責任説明機能をも有していることはいうまでもない。

しかし、本稿の目的は証券取引法会計における本来的機能の主たる特質を究明することにあるから、それ以外の機能には着目しない。いい換えれば、証券取引法が証券市場を確立して限りある金融資源を効率的に配分することをねらいとしていることから、証券取引法会計もその意を酌むものであり、投資意思決定に有用な情報を投資家に提供することで効率的配分を図ることになる。そこで、本稿は投資家保護機能の中核で、かつ、その実質的役割をもつ投資意思決定情報提供機能に焦点をあてるものとする。しかし、その場合、証券取引法が会計規制しているのは情報開示であることから、証券取引法会計における会計行為は、会計情報の作成過程（認識・測定・記録）よりも開示（表示）に重点が置かれている。そのため、投資意思決定情報提供機能もまた表示形式面が重視されているようにみられる点が証券取引法会計の特徴といえる。その場合、投資家に提供すべき会計情報は、公正妥当な企業会計の基準に従って作成されたものでなければならないのであるから、会計情報の公正妥当性が重要視されよう。この公正妥当性は、理論上は外部利害関係者が企業の経営内容を客観的に判断できるような会計情報の有用性を意味することになる。このことを踏まえた上で、投資意思決定情報提供機能について検討することになろう。そこで、まず投資家にとっての投資意思決定情報の特性を明らかにすることが先決であろう。

(2) 投資家保護機能の中核（投資意思決定情報提供機能）

証券取引法は、これまでみてきたとおり、「財務諸表規則」並びに「同取扱要領」によって「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に対する補完・規制的関係をもち、投資家に投資意思決定情報を提供することで投資家保護目的を達成するための最低限必要とされる規定を設けていると解される。したがって、証券取引法会計は、投資家に有用な投資意思決定情報が提供されるべく、証券取引法が最低限の必要規定を設けて、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に規制を加えることで、それを補完した会計であるとされよう。

この証券取引法会計が財務諸表によって提供する会計情報は、投資意思決定に有用な会計情報であることは周知のとおりであるが、そのうちの直接的で中心的情報は利益情報³⁸⁾であることから、その具体的内容は、投資先（企業）の期間的経営成績を示す業績表示利益（ないし包括主義利益）を発生源泉別に区分表示した利益情報を意味することになろう³⁹⁾。しかし、ここでの業績表示利益は、会計測定面での原価主義を前提とした一定の制約を受けている点で、投資意思決定情報としての限界⁴⁰⁾を有している。この点については、別の機会

38) もちろん利益情報以外にも、新たに発行する有価証券の募集又は売出しが外国で行われる場合、第三者割当の増資が行われる場合、親会社及び子会社に異動があった場合、主要株主に異動があった場合、重要な災害があった場合などのような投資家の投資意思決定に影響を及ぼす情報は存する。

39) この点については、公表された利益情報等が株価の変動にどのような影響をもっているかを確認することで、投資家が会計情報を利用してどのように投資意思決定に役立たせたかという会計情報の有用性を実証研究する必要がある。

40) 原価主義では、次のような限界がみられる。また最近の情勢では、時価会計の導入が積極的に進められていることも忘れてはならない。

- ① 保有資産（有価証券等）の保有損益（評価損益）が認識されずにオフバランスとなるので、投資効果とそのリスクを適切に測定・開示できない。
- ② 公表利益を恣意的に「操作」する目的で保有資産の売却時点を随意に変更できるので、実務上の「益出し」ないし「損隠し」が横行し、会計のもつ重要な情報開示機能は著しく阻害される。
- ③ 保有資産の価格変動が考慮されないために、貸借対照表日における時価から乖離するので、適切な在庫情報を提供することができない。

森川八洲男稿「有価証券時価評価とその会計問題」『現代財務会計の視点』同文館、1997年4月、65頁。

に取り上げるとして、ここでは制約条件下での利益情報の有用性が重要視されている点がその特徴とされる。すなわち、投資意思決定情報が投資家にとって有用でなければ、証券取引法の設定目的である「投資家の保護」ないしは「国民経済の民主的運営」に何ら意味をもたないのであるから、証券取引法会計における投資意思決定情報には、投資家にとって有用であることが求められよう。この場合、投資意思決定情報提供機能の特質を究明する場合に問題とされるのは、投資意思決定情報のあるべき姿を示す「有用性」である。しかしながら、「有用性」の概念といえば、アメリカ会計学会（American Accounting Association）の「基礎的会計理論」（A Statement of Basic Accounting Theory）のような会計利用者一般の意思決定に対する有用性が強調されかねないが、本稿で取り扱う「有用性」は、関連法規との関わり等で法的・社会経済的要請を受ける「有用性」、いわゆる制度的有用性であることから、単純な意味での投資家一般レベルではなく、法的・社会経済的レベルに対する視点を考慮したものでなければならない。いい換えれば、この制度的有用性は、特に債権者保護思考を基礎とした強制法規たる商法等との関わりを重視しながら、投資家保護思考を基礎とした証券取引法を考慮するため、さまざまな利害関係者間の利害調整という法的要請を前提とするばかりか、証券取引法それ自体に証券市場の確立に基づく金融資源の効率的配分が意図されたものであることから、社会経済的要請を受けるものであることも指摘できる。その意味で、ここで検討する有用性は単純かつ無制約なものではなく、一定の制約の中での「有用性」（制度的有用性）ということになる。

① 「有用性」における階層性

一般的に「有用性」が取り上げられる場合には、対象となる情報が誰のどのような目的のための「有用性」であるのかが問題とされる。いい換えれば、特定の主体と目的の解明が前提となる。特定の主体がある目的を達成しようとすれば、そのための手段が求められるが、「有用性」は目的と手段との関連において、手段のもつ目的達成度としての意味をもつものと特徴づけられ

る。この目的達成度は、目的の設定とそのために選択された手段との関連性（「目的適合性」）として判断されるべきものである。

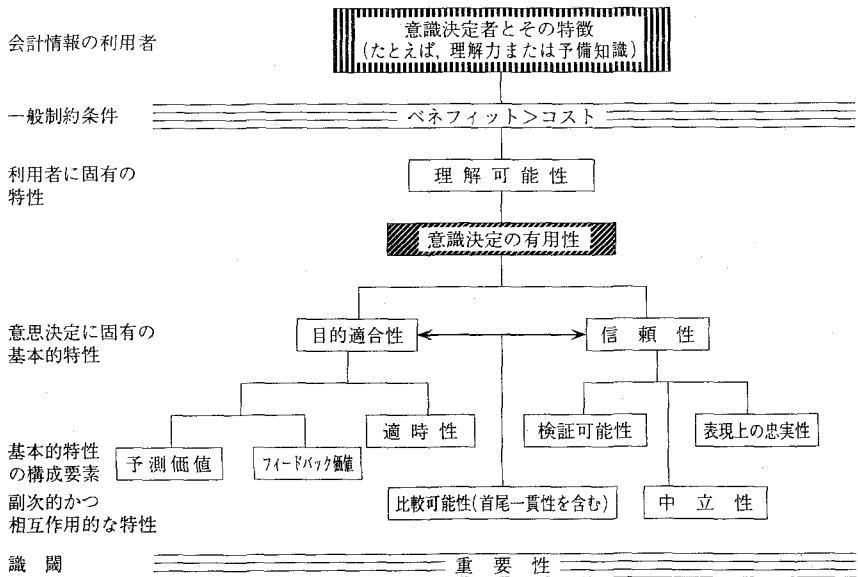
これを法的・社会経済的要請を受ける会計の領域で取り上げるならば、次の点で特徴的といえる。すなわち、法的・社会経済的歴史性からみれば、制度的有用性は相対的な意味での「有用性」である点である。財産計算を中心とした静態論では、真正な客観的評価額である売却時価で表示されることが大陸系商法での債権者保護目的に合致した会計情報であったが、損益計算を中心とした動態論では、株式会社制度の普及によって新たな外部利害関係者としての位置づけで株主が台頭し、取得原価を基礎とした公正な額に基づいて算出される利益情報が株主保護目的に合致したことから、利益情報の「有用性」に変化がみられるに至った。今日の企業会計に対する法的側面を取り上げるならば、もちろん、商法・証券取引法・税法といった法律が、それぞれ債権者保護や投資者保護さらには納税者間の課税の公平を図るように、最低限必要な規定の改正・修正を行いながら公正な会計慣行を規制・補完し続けることで、法的・社会経済的制度の枠内での会計情報の「有用性」を確保していくのである。したがって、制度的有用性は、情報利用者の拡大化やそれを取り巻く法的・社会経済的環境等の変遷に伴って変化していくものであり、絶対的なものではない。主体が変われば、目的も変わり、その結果「有用性」も変わるのである。

こうした会計情報を手段として捉えるならば、目的との適合性から取り上げるべきである。しかし、この会計情報が投資意思決定目的に有用であるとしても、現実の証券市場では、直接にその目的を達成し得るものではなく、将来を予測させる情報として間接的にのみその目的を達成し得るものであるから、会計という枠内で用いられる「有用性」は、手段の目的達成度のみならず投資意思決定に伴う不確実性をできるだけ排除するという意味での高い信頼度が特徴づけられる。つまり、投資家が信頼できるものでなければ、有用とはいえない難いことを意味している。したがって、会計での「有用性」はその下位概念である「信頼性」によって確保されている。

本稿では、証券取引法会計における「有用性」であるために、それは、投資家の個々人における個別的な「有用性」ではなく投資家一般が先験的に規定したもので、証券取引法に準拠した場合に認められる法制度の枠内での「有用性」⁴¹⁾であり、その場合の投資意思決定に有用な情報の具体的内容は、各投資家グループによって異なる。すなわち、現在株主や将来株主は直接的には配当支払能力や株価の予測に関する情報であり、また現在債権者や将来

41) 法規制を前提としないアメリカ財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board, 以下 FASB）の概念フレーム・ワークにおける有用性は、多元的目的に対応した会計情報の内容を具体的に規定する判断基準たる性質を有しており、その規範性が特質といえるが、法規制を前提としたここでの「有用性」とは本質的に異なっている。しかしながら、共通する部分も多く存していることは否定できないので、参考までに、FASBの有用性を示すことにする。〔図1〕

図1 会計特性の階層構造



FASB, *Statements of Financial Accounting Concepts. No.2 Qualitative Characteristics of Accounting Information*, May 1980, par 32.

平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念』中央経済社、1988年12月、77頁。

債権者は債務弁済能力や利息支払能力に関する情報である。これら投資家の共通の関心は、企業収益力や財務安全性などの会計情報に基づく投資効率性ということになろう。したがって、この投資効率性が判断できるような有用な情報であるためには、投資家の関心ないし利用目的に適合したものでなければならぬし、信頼できるものでなければならない。それ故、情報の「有用性」を支える第一義的特性は、(情報の内容に関する)「信頼性」と(情報の利用者に関する)「目的適合性」であるといえる。なお、情報が目的に適合したものであっても、また信頼できるものであっても、適時的でなければ有用な情報にはなりえない(適時性)。その意味で、第一義的特性として「適時性」も含まれる。

「有用性」は会計技術の諸手法によって保証されるものであり、また会計技法は会計行為(認識・測定・記録及び表示ないし分析・判断)に関わらしめて取り入れられるものであるから、「有用性」を支える「信頼性」や「目的適合性」をこの広い意味での会計行為の観点から階層的に取り上げることで、第二義的特性などを明らかにしていく。

(i) 「信頼性」(第一義的特性)

まず、「信頼性」については、認識・測定及び記録(会計処理)と表示の観点から取り上げることにする。処理面での会計情報は、投資家の中の特定の情報利用者に偏った記録計算であってはならないという意味で客観的なものでなければ信頼できない。ここに信頼性を支える第二義的特性としての「客観性」⁴²⁾が存在する。この客観性は、正当な証拠書類等に基づ

42) 客観性とは、個人的偏見がないという意味で信頼性を支える基準であり、目的に対する演繹的論理としての意味で信頼性を支えている基準である。前者が経験的事実の意味における客観性を意味し、後者が二つの命題間の関係が演繹的論理の問題である場合の客観性を意味している。いずれにせよ、客観性は会計報告の内容すなわち会計情報の内容を規定するものではなく、側面から補助する関係にあるものである。

葛村剛雄著『財務会計原理』中央経済社、1984年2月、61頁参照。

いて検査証明できなければ認められないのであるから、この「客観性」を支えるものに「検証可能性」が挙げられる。この「検証可能性」には、その対象の違いによって二つに分けられる。企業の経済活動である事実関係としての検証可能性、すなわち経済的事実と証拠との関係が検証可能であるかどうかの判断基準（「事実関係の検証可能性」）であるとともに、会計操作（計量化過程）の結果の妥当性、すなわち測定値と会計操作との関係が検証可能性であるかどうかの判断基準（「会計操作の検証可能性」）である。いずれの「検証可能性」も、会計責任の明確化の観点から重要な基準となる。また、事実と証拠との関係を検証可能とするためには、記録レベルで証拠の妥当性としての「証拠能力性」や記録の正確性としての「証拠準拠性」が必要となっている。証拠能力には、事實的証拠である外部証拠に対する能力と、記録上の証拠である内部証拠に対する能力がある。外部証拠は監査人が独立的に入手又は作成できるものであるから、外部を経由しない内部証拠は外部証拠よりも証拠能力の点では劣るが、ここでは証拠能力性が偽造又は変造のないことを前提として取り上げられていることから、相対的な意味での証拠能力性であり、証拠能力の妥当性が問題とされる。「証拠準拠性」は、証拠書類に従って正確に計算が行われているかどうかの判断基準であり、四則演算に関する極めて基本的な内容を意味している。さらに、測定値と会計操作との関係を検証可能とするためには、測定レベルで測定手続きの妥当性としての「不偏性」、測定手続きの選択性としての「中立性」及び予測数値の選択性としての「慎重性」が重要である。ここでいう「不偏性」とは、測定対象の分類・記録・計量化の過程で選択された測定方法又は手続きの不備による測定誤差がないという意味で、測定上の客観性を支えている。「中立性」とは、測定対象の分類・記録・計量化の過程で測定方法又は手続きを選択する測定者に意図的な選択操作がないという意味、及び測定者の技術的欠陥による測定方法又は手続きの誤った選択適用がないという意味で測定上の客観性を支えている。「慎重性」とは、予見計算における判断基準となるもので、生起可能な幅の中か

らの特定数値の任意選択に基づく計算の恣意性を排除する意味で測定上の客観性を支えている。

認識レベルでは、測定対象の属性に「計量可能性」があり、それは計量の単位を貨幣に求める場合には、貨幣的計量可能性を指し、それ以外の単位に求める場合には、物量的計量可能性となる。もっとも、制度会計を前提とするならば、前者の貨幣的計量可能性のみであって、貨幣量的表現が可能であるかどうかの判断基準を意味する。貨幣的計量化を行うに当たっての前提として、計量対象である経済活動を区分単位として認識できなければならない。したがって、ここでの「計量可能性」は、測定対象が特定の単位に区分できるという意味での「単位区分性」と、測定対象が貨幣的に表現される意味での「貨幣表現性」によって支えられている。

これまで、「客観性」について会計処理における「検証可能性」の観点から取り上げてきたが、会計処理の妥当性を判断する根拠を示す「原則準拠性」の観点からも取り上げる必要がある。この場合の「原則」は、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」ないし「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣習」であり、その中心は会計慣習を母体とした「企業会計原則」であると解されている。したがって、「原則準拠性」とは、会計処理に当たって適用される処理原則は「企業会計原則」等のような企業会計の基準又は慣習に従うものであることを意味している。これは、「客観性」を会計処理の妥当性の観点から支えるものであり、具体的には、認識原則に従うことを意味する「認識原則準拠性」、測定原則に従うことを意味する「測定原則準拠性」及び記録原則に従うことを意味する「記録原則準拠性」の三つがある。これら三つを支えるものとして、その根底に会計慣習が存しているのはいうまでもない。

次に「信頼性」を会計表示の観点から取り上げるが、事実関係がいかに会計操作によって会計数値に変換されても、最終的に報告される会計情報が結果として企業の経営実態を示すものでなければ、投資意思決定情報としての「信頼性」を失いかねないのであるから、会計報告が企業の経営実

態を示していることを意味する基準である「忠実性」が「信頼性」を表示面で支えており、会計情報が適正に表示されていることを保証するものである。そのためには、会計表示に当たって適用される表示原則は「財務諸表規則」等に従うものであることを意味する「規則準拠性」が必要とされる。この「規則準拠性」が証券取引法会計における特徴的な基準であるといえよう。この「規則準拠性」では、「財務諸表規則」に定めのある事項に関するものであり、定めのない事項については、投資家一般に対して会計事実を適切に伝え、信頼しうる投資意思決定情報を提供するに当たって、公平で特定の利害関係者に特定の利益あるいは損失を与えるものであってはならないとする「公正妥当性」によって、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に従うことを意味している。また、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とは、「財務諸表規則取扱要領」（第1章から第6章）に定める基準、及びこの取扱要領に定めのないものについては、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣習」に従うことを意味している。ここでの定めのない事項に関する「公正妥当性」は、すべての投資家に対して利害関係の相対的地位を公正に表示していることを意味しているのである。

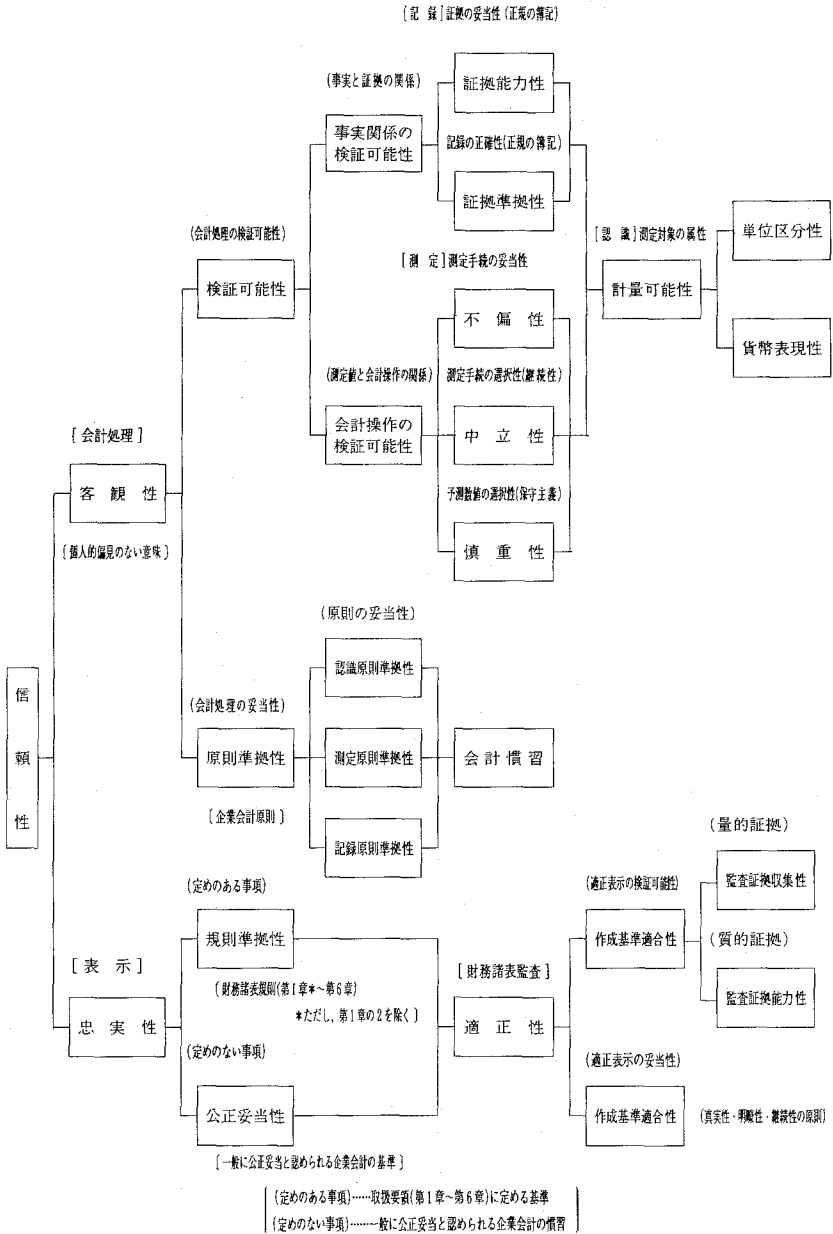
「信頼性」について会計監査の観点から検討を加えるならば、表示の「忠実性」を確保するものとして、会計監査の「適正性」が取り上げられよう。この「適正性」とは、財務諸表が利用者の目的に適合して「有用性」をもつための、実践的要件を包括的に示す基準である。財務諸表作成に関する会計処理・表示が会計慣習に基礎を置く一般に認められた個々の会計原則に準拠し、情報利用者を誤導しないように配慮されて適切な処理が講じられ、公認会計士によって十分な監査が行われたことをもって、その財務諸表は適正性を有することになる。この「適正性」を確保するものに「作成基準適合性」と「検証可能性」が挙げられる。「作成基準適合性」は、財務諸表の作成基準である真实性の原則・明瞭性の原則及び継続性の原

則⁴³⁾に適合しなければならないことを意味し、財務諸表の作成形式面に指示を与えることを直接の目的としている。また、監査レベルでの「検証可能性」は、表示の適正さを積極的に示すというよりは、むしろ消極的な意味合いが強く虚偽記載がないことをもって適正とするものである。監査証拠に関する量的側面を意味する「監査証拠収集性」と質的側面を意味する「監査証拠能力性」がある。これら「作成基準適合性」と「検証可能性」が会計監査の「適正性」を支えることになる。「監査証拠収集性」とは、監査人が監査意見を形成するに当たり、意見を保証するに足る合理的基礎を与えるほどに収集できるという監査上の証拠に対する量的特性である。また、「監査証拠能力性」とは、監査証拠としての能力が監査人が意見を形成するための合理的基礎を与えるほど十分に立証できるという監査上の証拠に対する質的特性である。

以上の点を図示すれば、次のとおりである。

43) 真実性の原則とは、当該会社の財政状態及び経営成績に関する真実な内容を表示することであり、明瞭性の原則とは、当該会社の利害関係者に対して、その財政及び経営の状況に関する判断を誤らせないために必要な会計事実を明瞭に表示することであり、継続性の原則とは、当該会社が採用する会計処理の原則及び手続きについては、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用されていることである。

証券取引法会計の本来的機能について（Ⅱ）（西村）



(ii) 「目的適合性」(第一義的特性)

次に、「信頼性」とともに「有用性」を支えている「目的適合性」を分析・判断の観点から取り上げることにする。この「目的適合性」も、やはり第二義的特性が存在していることが理解される。すなわち、分析面では、投資家に与えられる有用な情報は投資意思決定をなす時点での過去の情報であることから、これに基づいて将来の利息支払能力・配当能力、さらにはそれらを含めた包括的な能力としての将来の収益性・成長性などの予測が可能でなければ、投資家にとっての有用な意思決定情報とはいえない(「予測可能性」)。また、これに基づく判断の面では、与えられた情報からさまざまな観点で経営比較できるものでなければならない(「比較可能性」)。その意味で、「有用性」を支える第二義的特性(「目的適合性」の特性)は、「予測可能性」・「比較可能性」が挙げられる。

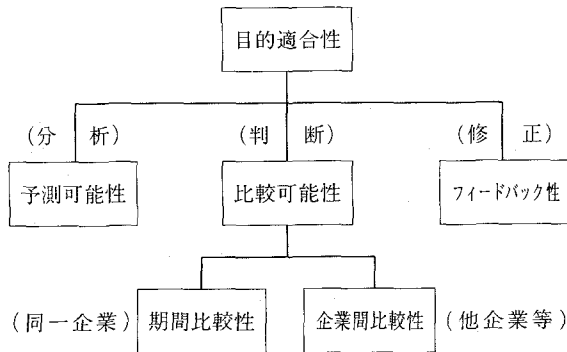
前者の「予測可能性」は、企業経営者による予算計画などの内部情報を財務諸表に組み込むような直接的な予測情報を前提とするものではなく、むしろ投資家による過去の実績に基づく予測が可能であるような情報を前提としている。このような予測が可能となるためには、企業を取り巻く社会経済環境の著しい変化がみられないか、または企業の経営方針・営業活動等に変化がないような状況下にある場合である。しかし、現実には、むしろさまざまな変化がみられる中で、企業はその活動を迫られている。したがって、そこでは、予測された数値と実際の数値との差異を分析し、評価に役立てることが重要となる。このことにより予測の検証を図り、予測の合理性を判断することになる。これに関する予測の方法及び予測情報の内容(時価情報の開示等)の詳細については、別稿で取り上げる。

後者の「比較可能性」については、同一企業の数期間における業績が比較可能でなければ当該企業の趨勢を判断することができないし、また、他企業との比較や同業種平均との比較も可能でなければ優劣の判断がつかないので、その比較対象が二つに分けられる。いい換えれば、同一企業における異なる期間での経営比較性と、異なる企業間での(ないし同業種平均

との）同一期間の経営比較性である。期間経営比較をなすためには、会計処理の継続性が要請される。すなわち、会計処理の原則や手続きを每期継続して適用しない場合には比較基準が異なってしまうからである。また企業間比較をなすためには、会計処理の類似性が要請される。つまり、項目分類法・評価方法などについて同程度に合理性が認められる意味での類似性がなければ、企業間比較が困難となるからである。

これ以外にも、「目的適合性」を支えるものとして挙げられるものが存する。すなわち、投資意思決定情報が投資家の期待に合わせるべく、投資家の関心内容が反映されるように常にフィード・バックされて修正が加えられるようにしなければならないのであるから、証券取引法会計が提供する投資意思決定情報の「フィード・バック性」⁴⁴⁾もまた、その特性の一つに挙げることができよう。

以上の点を図示すれば、次のとおりである。



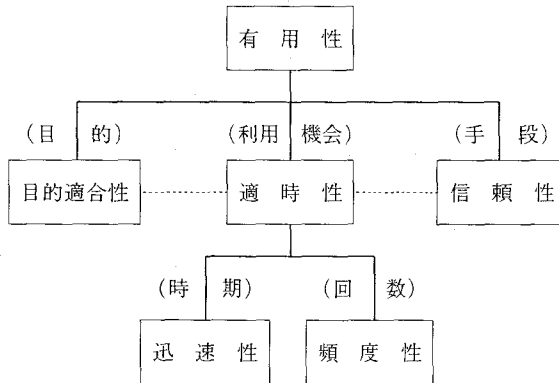
44) フィードバック性とは、ある制御対象の出力を制御装置に入力し、目標値と測定値の比較を通して制御対象の動向を判定し、目標値と測定値の差である操作量を制御装置から出力し、システム全体が自動的に制御される基準である。目標値と測定値の乖離を減少させ、システム全体を安定にする負のフィードバックを意味している。(ただし、フィードバックそのものには、目標値と測定値の乖離を増幅させ、システム全体を不安定にする正のフィードバックも存在している。)

神戸大学会計学研究室編『第五版 会計学辞典』同文館、1067～1068頁参照。

(iii) 「適時性」(第一義的特性)

投資意思決定情報は、有用な情報としての能力を失う以前に投資家に提供されてはじめて利用可能となるのであるから、三つ目の「適時性」は、情報の内容というよりは情報の提供機会に関わる特性であって、情報の鮮度に関わっている。とくに、今日の企業を取り巻く社会経済的環境等の変化が著しい状況にあることから、投資者にとっての投資意思決定情報に関する提供時期ないし回数は、迅速にして頻繁であることが要請されよう。すなわち、時期遅れの情報や入手機会の少ない情報開示では、「目的適合性」を損なうばかりか、「信頼性」を失う結果にもなりかねなく、投資意思決定情報としての価値は全くないといっても過言ではない。したがって、「適時性」を支える第二義的特性は、投資意思決定情報を投資家に鮮度の高い状態のまま速やかに提供することで「適時性」を支える[迅速性]と、投資意思決定情報の提供回数を重視した情報の鮮度に関する特質である「頻度性」であって、これらに支えられた「適時性」が、「有用性」を支える「目的適合性」と「信頼性」とを結びつけることで「有用性」を間接的に支えているのである。

以上の点を図示すれば、次のとおりである。



(iv) 各特性の相互関連性

現行の会計制度では、証券取引法会計に限らず、算出表示利益の特質は処分可能性（企業の維持存続を前提とした各利害関係者間の利害調整を目的とした特質）によって制約された形での業績指標性に求められるので、投資意思決定情報の「有用性」もまた、利害調整の観点から結果として一定の法的制約を受けることになる。しかも、その場合の「有用性」を支える「信頼性」と「目的適合性」は、ともに一体となることで有用な情報を構成するのであるから、独立して存在しておらず、本来切り離して考えるべきものではない。しかしながら、「信頼性」と「目的適合性」との関係を「客観性」に焦点をあてながら取り上げるならば、そこでは相互に制約ないし補充し合う関係が浮き彫りにされよう。すなわち、「目的適合性」によって制約された「信頼性」を支えている「客観性」を問題とすれば、たとえ同種の棚卸資産を他企業が販売したことで、その市場価値の上昇が認識されようとも、そこでの棚卸資産の価値変動に関する「客観性」が要請されるわけではない。したがって、「信頼性」を「目的適合性」に優先させた処理として認められる。もちろん、ここでの「客観性」は、絶対的な意味ではなく、歴史的経過に基づきながら変化することで是認される相対的客観性を意味するが、基本的には市場における売り手と買い手とが合理的な判断を行使し、利害相反する両者の合意に達した価格であるから、取引という事実によって検証できる「客観性」をもっている。今日の企業会計は、投下資本の回収剰余の意味における分配可能利益の計算構造を有するのであるから、未実現利益の排除を前提とした期間的経営成績を表示することが重要である。また、現行の会計制度では、減価償却を行う場合に見積耐用年数や見積残存価額を用いており、また貸倒れの計上においても見積計算を行っているが、「目的適合性」を「信頼性」に優先させた処理として認められている。この場合の「客観性」は、測定数値に見積もりが介入しないという意味での客観性ではなく、期間損益計算を前提とした場合の計算方法の妥当性を含めた数値の正確性を意味している。

結局のところ、投資意思決定情報の「有用性」の下で、相対的な「目的適合性」と相対的な「信頼性」とが直接的には相互に制約し合い、また間接的には「適時性」によって補完し合いながら、その「有用性」を支えているとみることができる。

② 投資意思決定情報の内容とその提供プロセス

次に、有用な投資意思決定情報の具体的内容とその提供プロセスを取り上げることにする。証券取引法会計では、投資は証券取引法における「有価証券」を媒介として資金提供を行う行為を指すものと解して差し支えないであろう。したがって、このような資金提供を（継続的に）行うか否かの判断や、行うとすればその投資額をいくりにするのかといった投資家の意思決定が会計情報からどう導き出されるのかは、どのような会計情報であるのか、その具体的内容に依拠している。それ故、どのような会計情報が投資家に提供されるべきかが、ここでは問題とされる。

証券取引法会計が提供する投資意思決定情報は、すでに述べたとおり、現実には過去のな会計情報（原始的情報）であって、これに基づいて各投資家が予測的投資意思決定情報（発展的情報）に修正していくのであるから、投資意思決定に対する間接的手段としての役割をもっているにすぎない。すなわち、証券取引法会計による情報は、投資意思決定に有用な情報ではあるが、多元的目的に対する一元的情報であり、かつ未来志向的な性質をもつがゆえに、投資家一般は、「潜在的キャッシュ・フローを、その金額と時期とそれらにまつわる不確定要因との観点から予測し、比較し、そして評価」⁴⁵⁾しなければならないし、そうした将来キャッシュ・フローに関する予測情報に基づいて当該企業に投資するか否か、投資する場合には、その投資額に関する

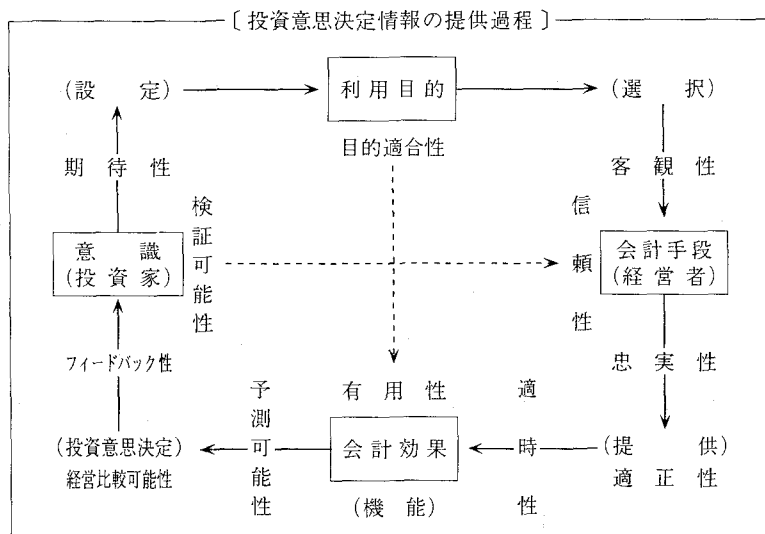
45) AICPA, Study Group on Objectives of Financial Statements, Objectives of Financial Statements, 1973, P. 62

川口順一訳『アメリカ公認会計士協会 財務諸表の目的』同文館, 1976年8月, 21頁。

意思決定を行わなければならない。しかしながら、多くの投資家たちは、自らの力のみで将来のキャッシュ・フローの大きさ・時期・不確実性に関する予測・比較・評価が可能であるとはいえず、また、その保証さえもない。こうした状況下での投資家は、企業が比較的安定した状況にある場合には、現在の企業利益と将来のキャッシュ・フローないし株価とが密接に結びついていると判断し、現在の企業利益の大きさに基づく株価収益率などを投資意思決定の指標として利用している。というのも、継続的な企業活動によるキャッシュ・フローは、基本的には企業の収益力を示す期間利益に依存するものであるからである。また、株価においても企業収益力と無関係ではない。もちろん、この企業利益は、合理的な投資意思決定にとって有用である経常利益を中心にしたものであり、時系列的な比較に基づいて判断されなければならないし、将来の不確定事象のうち、賃金水準の上昇・物価水準の上昇・景気の動向なども考慮して、企業利益予測の額を修正する必要があるだろう。しかし、その修正も、経済環境の著しい変化の下では、投資家が従来の企業利益に基づいて将来のキャッシュ・フローないし株価を予測することは極めて困難な状況にある。したがって、証券取引法会計がもつ投資意思決定に有用な情報を提供するという機能では、実際には現在の企業利益情報が提供されているのであるから、「有用性」には一定の限界があることが指摘されよう。この点に関しては、投資家にとって有用な情報が将来のキャッシュ・フローに関する情報であるとするれば、証券取引法会計が提供する情報は、なぜ現在の企業利益情報であるのか、将来は過去の情報から予測されるとすれば、現在の企業利益情報よりも現在のキャッシュ・フローないし資金収支表が有用ではないか、という疑問も生じる。このことは、裏を返せば証券取引法会計がこれまで取得原価・実現主義を基軸とした伝統的会計理論に基づいている根拠を示すものである。また、この問題との関連で取り上げるが、仮に証券取引法会計の投資意思決定情報の提供機能における「有用性」を支える第二義的特性である「予測可能性」を厳密な意味（予測の正確性を含む意味）での「予測可能性」と解すれば、そのような「予測可能性」が情報の内容に関

する「忠実性」に一定の制約を加えることになり、そのような「予測可能性」に支えられる「目的適合性」は、「忠実性」に支えられる「信頼性」と並列的關係ではなく、むしろその上位の特性として位置づけられることになる。したがって、証券取引法会計がどの程度の「予測可能性」を問題としているかによるが、現時点での投資意思決定情報は現在の企業利益情報であることから、厳密な意味での「予測可能性」⁴⁶⁾は要請されていないとみるのが合理的である。

次に、証券取引法会計におけるこうした投資意思決定情報の提供プロセスを簡潔に示すならば、下図のとおりである。



まず、投資家の意識の中に存在する特有の目的が設定されるが、その場合の投資家意識に期待が込められている。したがって、投資意思決定情報の出発点は投資家の「目的適合性」にあるといえる。次に設定された当該目的に

46) 厳密な意味での予測可能性を強調した最近のアプローチをとっているものに、古賀智敏編著『予測財務情報論』(同文館)等が挙げられる。

よって選択される会計手段（会計処理）が個人的偏見のない意味で客観的であれば、「信頼性」が高められることになる。さらに、適正な表示によって「忠実性」が図られるとともに、適時的な報告によって当該目的に照応する効果が期待され、投資意思決定情報の「有用性」も高まることになる。したがって、信頼性ある会計手段の選択によって投資意思決定情報は投資家にとっての有用な情報へと近づく。もちろん、その場合、こうした投資意思決定情報を提供しさえすればよいというわけではない。このような情報は、投資家の期待に応えるべく将来の予測情報としての意味をもつものでなければならないし、他企業等と比較可能でなければ有用な情報とはいえない。付け加えて、投資家の関心内容が反映されるように常にフィード・バックされ修正されるものでなければならない。いい換えれば、投資意思決定情報が投資家の目的に適合して有用であるためには、情報それ自体が投資意思決定情報としての意味を継続して持ち続けるべく、投資家の相対的な目的に対応できるように、常に情報修正が図れるようにしておかなければならないのである。

前項で示したとおり、投資意思決定情報を提供するプロセスでは、出発点としての「目的適合性」が「有用性」を支える概念であり、「有用性」を支えるもう一つ概念としての「信頼性」は「検証可能性」によって保証される概念である。「信頼性」は「有用性」を支える概念であることから、結局のところ、投資意思決定情報は「有用性」を第一の特質としているのである。

V. 結 論

今日の証券取引法会計は、将来のキャッシュ・フロー情報を積極的に提供するほどまでには至っていないし、連結キャッシュ・フロー計算書が財務諸表体系に組み込まれているわけでもない。実際、証券取引法会計にかぎらず、現行企業会計制度ではデリバティブ会計・連結会計・時価情報の導入などが直面した課題となっている。したがって、証券取引法会計がその機能を十分に果たし、

投資家のためにどれだけ有用な投資意思決定情報を提供しているか大いに疑問である。しかしながら、証券取引法会計は十分とはいえないが、少なくとも将来のキャッシュ・フロー情報を予測するための過去の情報（企業資源・債務・出資者持分）を提供している。このような証券取引法会計の投資家保護機能を情報開示の観点からみた場合、それは企業の内容に関する有用な会計情報を投資家に提供することによって投資意欲をもたらし、投資家の利益保護を図るものであるから、投資家保護機能の中核をなすものは、まさしく投資家保護のための投資意思決定情報提供機能である。

そこで、本論文では、証券取引法会計における本来的機能としての投資家保護機能を投資意思決定情報提供機能に限定した上で、本来のあるべき姿としての本質究明を図ってきた。そこでは、まず、証券取引法で保護すべき「投資者」の概念や同法の設定目的の一つである「投資者の保護」目的を明らかにした。次に、証券取引法会計を概観するとともに、FASBの概念フレーム・ワークを参照しながら、証券取引法という法規制の枠内での投資意思決定情報の独自性を制度的有用性に焦点をあてて検討し、その情報及び提供プロセスを明らかにしてきた。この制度的有用性は、証券市場の確立に基づく金融資源の効率的配分という社会経済的要請と各種利害関係者間における利害調整という法的要請を受けたものであり、とくに会計行為の観点から「目的適合性」・「信頼性」及び「適時性」の相互関係によって支えられていることを指摘した上で、さらにそれぞれの基本的構成要素を究明した。すなわち、「目的適合性」と「信頼性」とは、直接的には相互に制約し合いながら、「適時性」を通して間接的に補完し合う関係であることなどを明らかにした。もちろん、投資意思決定情報提供機能を取り上げる場合、FASBや国際会計基準（International Accounting Standards）で積極的に示されているような時価情報開示の導入などを考察するとともに、法規制と投資意思決定情報との関わりを明らかにすることも不可欠であろう。また、投資意思決定情報提供機能それのみを検討対象としただけでも、証券取引法会計の機能解明は十分ではない。というのも、証券取引法会計の機能それ自体が単一の機能のみをもつものではないからであ

る。つまり、会計であれば、どのような会計であれ、受託責任説明機能・業績評価（経営能力評価）機能・利害調整機能・モチベーション機能などさまざまな機能をも併せもつものであるから、証券取引法会計がもつこれらの機能と投資意思決定機能は複雑に関わりながら、投資家保護機能ないし役割を果たしているともみることができよう。したがって、証券取引法会計の投資家保護機能の中核をなす投資意思決定情報提供機能と、それに関連するさまざまな機能を取り上げ、相互関連性を解明することが今後の重要な課題となろう。そこで、次稿では、証券取引法会計の投資家保護機能の体系を取り上げることにする。